

特定事業所集中減算について（久慈広域連合への届出）

1 制度の概要

- 居宅介護支援事業所が作成するケアプランは、サービスが特定の事業者に不当に偏ることのないようにすることが求められています。特定事業所集中減算は、居宅介護支援事業所がその事業所の利用者に対して作成するケアプランにおいて、特定のサービス事業所に集中する正当な理由なく、集中割合が80%を超える場合に報酬を減算する仕組みです。
- 特定事業所集中減算に係る届出は、事業者から保険者（久慈広域連合）に提出されることとなります。

2 特定事業所集中減算に係る手続き等

- 居宅介護支援事業所は、毎年度2回、(1)の判定期間ごとに、(2)に掲げる事項を記載した書類（別紙チェックシート兼届出書）を作成し、**算定の結果80%を超えた場合については、提出期限までに当該書類を久慈広域連合に提出**する必要があります（80%を超えなかった場合についても、各事業所において5年間保存しなければなりません）。
- なお、**正当な理由がある場合は、減算となりませんが、その場合であっても、(2)に掲げる事項を記載した書類を久慈広域連合に提出**する必要があります。

(1) 判定期間、提出期限等

	判定期間	書類の提出期限※	減算適用期間 (正当な理由がない場合)
前期	3月1日から 8月末日	9月15日	10月1日から 3月31日まで
後期	9月1日から 2月末日	3月15日	4月1日から 9月30日まで

※提出期限が閉庁日の場合は、その直前の開庁日を提出期限とします。

(2) 書類に記載する事項（別紙チェックシート兼届出書）

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所及び代表者名
- ④ 計算した割合
- ⑤ 計算した割合が80%を超えている場合であって**正当な理由**がある場合は、その理由

(3) 減算の対象となるサービス

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

居宅介護支援費における特定事業所集中減算に係る「正当な理由」について

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
 - (1) 訪問介護サービス等のサービスごとでみた場合に、利用者の80%以上が特定の地域(※)の事業所に集中していて、その特定の地域の当該サービス事業所数が5事業所未満である場合。

※ 平成16年4月1日時点の市町村を単位として判断する。
 - (2) 外部サービスを利用する特定施設入居者生活介護の入居者のみにサービス提供している事業所を除いた事業所数が5事業所未満である場合。
 - (3) みなし事業所については、判定期間中に一度も請求がなかった場合、事業所としてカウントしない。
 - (4) サテライト事業所については、事業所としてカウントしない。
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合
- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- 4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- 5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果、特定の事業所に集中していると認められる場合
(例)利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。ただし、意見、助言の内容等、事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されていること。
- 6 その他正当な理由と保険者の長(市町村長)が認めた場合
事業者が上記6に該当する事例として保険者(市町村)に協議を行う場合は、協議書(様式および資料は任意)にチェックシート兼届出書を添付のうえ、期日までに保険者(市町村)に提出すること。